

令和7年度 地域連携推進会議 議事録

日 時	令和7年11月15日（土） 午後1時
会 場	ながい寮 作業室
出席者	上恩田自治会長 上恩田副自治会長 特別養護老人ホーム施設長 ながい寮保護者代表 ながい寮利用者代表 (施設) 管理者、サービス管理責任者
1、挨拶	管理者より挨拶が行われ、地域連携推進会議の開催趣旨や会議の流れなどが話された。
2、会員紹介	出席者の紹介を行い挨拶いただく。
3、施設見学	建物や設備の見学と利用者の生活の様子などを確認いただく。
4、会議	<p>①ながい寮について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人施設の役割とながい寮利用者の方の障害状況などについて説明した。 ・利用者の日常生活の様子について、一日の流れや日中について余暇活動中心であること、入浴は週3回、男女日替わりで行い特殊浴槽を利用される方が6割近くになっていることなどが話される。 ・最後に、社会福祉資源と知的障害について簡略に説明を行った。 <p>②施設の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待、事故、ヒヤリハットの報告 前年度の事故やヒヤリハットの報告が行われ、虐待防止のための研修や外部講師を招くなどの取り組みについて説明を行った。 ・経営状況の報告 ながい寮の収支について話を行い、施設利用料などについても説明した。 ・BCP（業務継続計画）の策定状況について 計画書を閲覧いただき、洪水時の浸水想定など説明した。また、福祉避難所の役割として地域の障害ある方の家族を受け入れることについて話す。

	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の地域移行について、利用者の方に確認し現状は保護者の方も移行ニーズが出ていないことが話され、今後も意向確認していくことを伝える。 <p>③ご意見、ご質問 見学時のことや会議での説明で、気になることやご意見などあるか伺った。</p> <p>4、会議</p> <p>質問： 先日鶴ヶ島の老人施設で殺人事件もありながい寮の防犯対策はどのようなことを行っているか？</p> <p>回答： <ul style="list-style-type: none"> 門扉は夜21時～朝6時までは閉門しているが日中は閉めていないこと。 施設の玄関の鍵は、安全上常時閉め、来客時にインターホンで確認し都度開錠していること。 屋外に防犯カメラを設置しており、アルソックに加入していること。 その他さすまた2本用意して、年に1回訓練している。警察の方に講義いただいたこともあるが、数年前であることが話され。その際に、警察が来るまで犯人を取りおさえているには体力がいることで、10分間近く取り押さえる演習を行った話などがされた。 また、消防の火災警報装置が作動すると消防に自動通報したあと、職員数名にも自動で電話連絡が行われ、アルソックとも連動していることが説明される。 退職者が出た場合には、暗証番号を変更している取り組みを始めたとのお話をいただく。 </p> <p>質問： 利用者、保護者の代表の方へ、困ったことなどありますか？</p> <p>回答： <ul style="list-style-type: none"> ながい寮での生活に不満はないとおっしゃって頂き、笑顔を見せていた。 施設より、いろいろと自分で動ける利用者さんであるため、白内障の進行に対して対応が遅くなってしまったことがあり、職員の気づきが至らなかつたことに反省があったことなど話した。 また、保護者の方も地域移行といつてもその費用などについて心配されているとのことであり、老人施設の利用料については、どうしても知的障害者の方の施設よりも高額になることが考えられ、法人では、希望あれば最後まで法人施設でと考えているが、医療面で対応できなくなる場合には、他の機関に移らざるおえないことと、その際の対応は一緒に行うこと話を。 </p>
--	--

質問：

- ・近隣からの苦情などありますか？

回答：

- ・今までに、そのようなことが自治会の中で話されたことはなかったとのお話をいただけた。
- ・530 運動など職員は引き続き参加させいただくこと、昔は利用者の方も参加したが、近年難しくなっていることも話す。
- ・施設より、ながい寮の利用者さんは比較的に高齢ではあるが、中には突然大声を出す方もおり、季節の良い時期に窓を開けている際のご理解について話をさせていただいた。



【障害者支援施設ながい寮】

定員

施設入所支援	40名（現員39名）
通所部	10名（契約者4名）
短期入所	3名（契約者20名）

主に知的障害者の方を受け入れておりますが、法人内で高齢な方、弱視や歩行困難など身体障害を重複されている方、発作により転倒リスクが高い、導尿など医療行為が必要な方が入居されています。

設備

居室27（個室11、二人部屋16） 一人9.9m²以上
作業室5カ所、トイレ5か所、食堂、浴室、医務室、多目的室、相談室

職員

看護師3名、支援員29名（常勤換算 27.5人）、夜勤2名

日中活動

軽作業（陶芸、ちぎり絵、絵手紙、手織り）、カラオケ、音楽療法

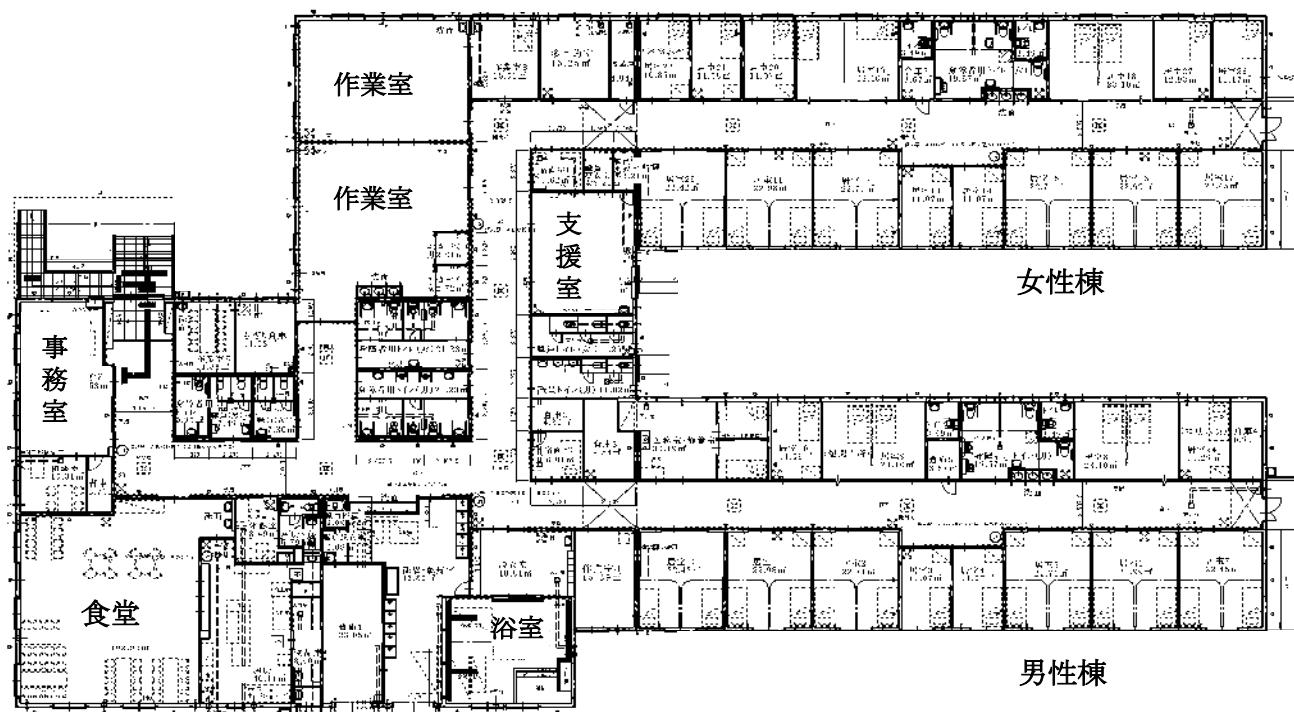
入浴

原則、男性は、火・木・土、女性は、月・水・金（夏季はシャワー浴）

費用

食費 : 朝食 489円、昼食 489円、夜食 489円（※食材費、調理費）
光熱水費 : 1日 322円 預り金管理費 : 月額 2,000円

月額 約 55,500円（所得区分により市町からの補足給付あり。通所は食材料費のみ1食 250円）



一日の流れ (365日24時間)

- 7:00 起床
- 8:00 朝食
- 創作、余暇、作業
- 12:00 昼食
- 入浴
- おやつ
- 18:00 夕食
- 21:00 就寝

職員構成

- 管理者 1名
- サービス管理責任者 1名
- 看護師 3名
- 支援員 29名
- 栄養士 1名
- 調理員 5名
- 事務員 2名
- 嘱託医 1名 (月1回訪問)
- 計 43名

知的障害と発達障害の違い

知的障害

- ・全般的な知能のおくれが見られる
(言葉やルールの習得に時間がかかるなど)
- ・適応行動に障害がある
(自分で判断するのがとても苦手など)
- ・18歳未満で障害があらわれる

ASD (自閉症など)

- ・感情の共有が苦手・強いこだわりがある
- ・感覚刺激にとても敏感(またはとても鈍感)
- ・子供の頃からこれらの症状が見られる
- ・軽度の場合、大人になってから
判明することもある
- ・薬で症状を緩和できる場合がある

(共通点)

- ・本人の「わがまま」や「努力不足」が原因ではない
- ・脳機能の障害などが原因
- ・学習・仕事・対人関係などで障害が生じている

ADHD (注意欠陥多動性障害)

- ・年齢に応じた平均的な発達から見て、
- ・集中力がない・物をなくす
- ・順番に取り組むのが困難
- ・じっとしていられない・待てない
といった傾向が強い
- ・12歳以前に、これらの症状のいくつかが出ている
- ・薬で症状を緩和できる場合がある

LD (学習障害)

- ・全般的な知能のおくれはないが
読み・書き・計算・推論などで
特別苦手なものがある

知的障害について

知的障害としては、軽度・中等度・重度・最重度に分かれますが、知的障害の症状は 読み書きや、自分の意思を伝えることが苦手など、障がいの程度などによって一人ひとり能力や生活がことなります。（個性・多様性・価値観がある）

知的障害の方の苦手なこと（配慮が必要なこと）

- ・理解力や表現力の乏しさ
- ・抽象化や一般化が困難（応用力に劣る、ちょうどいいが苦手）
- ・記憶の不安定性
- ・見通しの欠如
- ・コミュニケーション障害
- ・自己認知が不適切
- ・情緒不安定になりやすい

社会福祉について

高齢者サービス

高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けるためのサービス

入所系

- 特別養護老人ホーム (要介護 3~5、認知症)
- 介護老人保健施設 (要介護の方が、数か月程度で自宅復帰を目指すための施設)
- グループホーム (認知症対応型共同生活介護)
- 有料老人ホーム (介護付・住宅型)
- ケアハウス (一般型・介護型) ※別名は、軽費老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅 (一般型・介護型)

通所系

- デイサービス (要介護状態となった方への入浴・排泄・食事などの介護)
- デイケア (介護老人保健施設や病院でリハビリを受けられる)

訪問系

- 訪問サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション)

障害者サービス

主に利用される三分野(身体・知的・精神)を事業所が選択して運営

入所系

- 障害者支援施設 (入所支援・生活介護・短期入所を運営)
- グループホーム (短期入所併設あり)
- 短期入所 (単独型・併設型)

通所系

- 自立訓練 (自立した生活を送るために必要な訓練や機能訓練をする)
- 就労定着支援 (職場への定着を図る目的のサービスを提供)
- 就労移行支援 (期限の中で就労を目指すサービスを提供)
- 就労継続支援 (A型《就労契約、原則は最低賃金》・B型(就労でなく工賃))
- 療養介護 (医療行為も提供するサービス)
- 生活介護 (日常生活の介護や支援、創作活動や身体機能生活能力向上)

訪問系

- 居宅介護 (ホームヘルプ、重度訪問介護)
- 同行サービス (行動援護《知的・精神》、同行援護《視覚障害者》) 外出援助

児童サービス

- 児童養護施設 (保護者のいない児童に対し安定した生活環境を提供)
- 障害児通所支援 (放課後デイサービス、児童発達支援等)

相談事業

高齢者・障害者・児童・医療において、それぞれ専門の相談員がおります。